

令和5年度第1回桑員地域医療構想調整会議 書面協議の内容説明

紹介受診重点医療機関の選定について（詳細は資料1～資料3をご参考ください）

- 外来医療における医療機関の役割の明確化や連携の強化を図るため、新たに紹介受診重点医療機関という医療機関の類型が創設されました。
- 紹介受診重点医療機関は、紹介患者を基本として外来医療を提供し、医療資源を重点的に活用するなど、地域の外来医療において基幹的な役割を担っている医療機関と位置付けられ、診療報酬上の加算を算定できる場合があるほか、院外での広告宣伝が可能になるなどのメリットを受けられます。
- 紹介受診重点医療機関は、地域の協議の場（地域医療構想調整会議）において選定することとされており、選定にあたっては、令和4年度から開始されている外来機能報告により医療機関から報告された結果（紹介受診重点医療機関となる意向の有無、医療資源を重点的に活用する外来の実施状況）をもとに協議を行うこととされています。
- 協議において、具体的に参考とする項目は次のとおりです。
 - ① 紹介受診重点医療機関となる意向 ⇒ 意向があるかどうか
 - ② 外来患者のうち、医療資源を重点的に活用した外来患者の割合 基準
⇒「初診：40%以上かつ再診：25%以上」を満たしているかどうか
 - ③ 紹介率（全ての初診の外来患者のうち、他の病院や診療所から紹介された患者の割合）および逆紹介率（全ての初診の外来患者のうち、他の病院や診療所などに紹介した患者の割合）参考水準
⇒「紹介率：50%以上かつ逆紹介率：40%以上」を満たしているかどうか
- 上記項目の結果により、次のとおり協議を進めることとなります。
 - パターン1 「意向あり」かつ「基準を満たす」
⇒特別な事情のない限り、紹介受診重点医療機関となることを想定
 - パターン2 「意向あり」かつ「基準を満たさない」
⇒参考水準を満たすかどうかを参考にして協議
 - パターン3 「意向なし」かつ「基準を満たす」
⇒当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、紹介受診重点医療機関の趣旨等について説明し、改めて意向を確認

- これらを踏まえ、桑員区域における協議が必要な医療機関は次のとおりです。

【医療機関名】桑名市総合医療センター

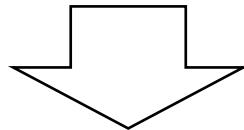
【意向】あり

【基準】初診：68.1% 再診：37.8%

【参考水準】紹介率：92.1% 逆紹介率：114%

【パターン】 1：「意向あり」かつ「基準を満たす」

【県の考え方】当該医療機関は、紹介受診重点医療機関となる意向を有し、かつ医療資源を重点的に活用する外来に係る基準も満たしています。加えて、地域医療支援病院としての指定を受け、既に紹介患者に対する医療提供などでの役割を果たしていることも踏まると、紹介受診重点医療機関として選定することは問題ないと考えます。



以上をもとに、別紙「書面協議回答書」により紹介受診重点医療機関の承認の可否をご回答ください。